

# 愛媛大学大学院学則（案）

平成 16 年 4 月 1 日  
規則第 2 号

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第8条）
- 第2章 教員組織（第9条）
- 第3章 収容定員（第10条）
- 第4章 学年、学期、休業日、標準修業年限及び在学期間（第11条～第15条）
- 第5章 教育課程等（第16条～第27条）
- 第6章 入学（第28条～第40条）
- 第7章 休学、留学、退学及び除籍（第41条～第44条）
- 第8章 課程の修了要件及び学位の授与（第45条～第53条）
- 第9章 教育職員免許（第54条）
- 第10章 賞罰（第55条・第56条）
- 第11章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生（第57条～第61条）
- 第12章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第62条～第69条）
- 第13章 特別の課程の履修証明（第70条）
- 第14章 雜則（第71条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 愛媛大学大学院（以下「本学大学院」という。）においては、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本学大学院は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

### （点検評価）

第2条 本学大学院は、教育研究水準の向上に資するため、本学大学院の教育及び研究、社会貢献、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

### （教育研究上の目的の公表等）

第3条 本学大学院においては、研究科若しくは専攻又は学環（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号。以下「設置基準」という。）第30条の2に定める研究科等連係課程実施基本組織をいう。以下同じ。）ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

2 本学大学院は、教育研究の成果の普及及び活用の推進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

### （課程、専攻）

第4条 本学大学院の各研究科の修士課程、教職大学院の課程及び博士課程の別は、次の表の中欄に掲げるとおりとする。ただし、医学系研究科看護学専攻及び理工学研究科の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

2 各研究科に、それぞれ次の表の右欄に掲げる専攻を置く。

研究科	修士課程・教職大学院の課程・博士課程の別	専攻
人文社会科学研究科	修士課程	法文学専攻 産業システム創成専攻

教育学研究科	修士課程		心理発達臨床専攻
	教職大学院の課程		教育実践高度化専攻
医学系研究科	博士課程		医学専攻
	博士課程	博士前期課程	看護学専攻
		博士後期課程	看護学専攻
理工学研究科	博士課程	博士前期課程	生産環境工学専攻 物質生命工学専攻 電子情報工学専攻 数理物質科学専攻 環境機能科学専攻
		博士後期課程	生産環境工学専攻 物質生命工学専攻 電子情報工学専攻 数理物質科学専攻 環境機能科学専攻
農学研究科	修士課程		食料生産学専攻 生命機能学専攻 生物環境学専攻
連合農学研究科	博士課程		生物資源生産学専攻 生物資源利用学専攻 生物環境保全学専攻

備考 連合農学研究科の博士課程は、後期3年のみの博士課程とする。

3 本学大学院の学環の修士課程及び博士課程の別は、次の表に掲げるとおりとする。

学環	修士課程・博士課程の別
医農融合公衆衛生学環	修士課程

(連合農学研究科の教育研究の実施)

第5条 連合農学研究科の教育研究は、愛媛大学（以下「本学」という。）、香川大学及び高知大学の協力により実施するものとする。

(学環の教育研究の実施)

第5条の2 学環の教育研究は、本学大学院に置かれる二以上の研究科（以下「連係協力研究科」という。）との緊密な連係及び協力により実施するものとする。

2 学環の連係協力研究科は、次の表に掲げるとおりとする。

学環	連係協力研究科
医農融合公衆衛生学環	医学系研究科
	農学研究科

第6条 削除

(修士課程)

第7条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

(教職大学院の課程)

第7条の2 教職大学院の課程は、専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

(博士課程)

第8条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。

## 第2章 教員組織

### (教員組織)

第9条 研究科の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、各研究科ごとに設置基準に定める資格を有する教員が担当し、又は分担するものとする。ただし、教職大学院の課程にあっては、「授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）」とあるのは「授業」と、「設置基準」は「専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）」と読み替えて適用するものとする。

### (学環の教員組織)

第9条の2 学環の授業及び研究指導は、学環ごとに設置基準に定める資格を有する教員（以下の条において「有資格教員」という。）が担当し、又は分担するものとする。

2 学環に置く教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、第5条の2第2項に規定する連係協力研究科の有資格教員がこれを兼ねることができるものとする。

## 第3章 収容定員

### (収容定員)

第10条 研究科専攻及び学環の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・学環	専攻	収容定員	
		入学定員	総定員
人文社会科学研究科	法文学専攻	人 12	人 24
	産業システム創成専攻	8	16
	計	20	40
教育学研究科	心理発達臨床専攻	10	20
	教育実践高度化専攻	40	80
	計	50	100
医学系研究科	博士課程	医学専攻 30	120
	博士前期課程	看護学専攻 12 (2)	24 (4)
	博士後期課程	看護学専攻 2	6
理工学研究科	博士前期課程	生産環境工学専攻 62	124
		物質生命工学専攻 61	122
		電子情報工学専攻 59	118
		数理物質科学専攻 40	80
		環境機能科学専攻 28	56
		計 250	500
	博士後期課程	生産環境工学専攻 6	18
		物質生命工学専攻 5	15
		電子情報工学専攻 4	12
		数理物質科学専攻 4	12
		環境機能科学専攻 4	12
	計 23		69
農学研究科	食料生産学専攻	26 (1)	52 (2)
	生命機能学専攻	23	46
	生物環境学専攻	23 (2)	46 (4)
	計	72 (3)	144 (6)

連合農学研究科	生物資源生産学専攻	9	27
	生物資源利用学専攻	4	12
	生物環境保全学専攻	4	12
	計	17	51
医農融合公衆衛生学環		5	10
合	計	476	1,054

#### 備考

- 1 この表における合計数は、学環の収容定員を除いた数とする。
- 2 医農融合公衆衛生学環の収容定員は、医学系研究科及び農学研究科の収容定員の内数とし、括弧内の数字をその内訳とする。

#### 第4章 学年、学期、休業日、標準修業年限及び在学期間 (学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  
(学期)

第12条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月23日まで  
後学期 9月24日から翌年3月31日まで  
(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日  
国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日  
夏季休業 8月7日から9月30日まで  
開学記念日 11月11日  
冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。  
(標準修業年限)

第14条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 医学系研究科医学専攻博士課程の標準修業年限は、4年とする。
- 3 医学系研究科看護学専攻博士課程及び理工学研究科博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。
- 4 連合農学研究科博士課程の標準修業年限は、3年とする。  
(在学期間)

第15条 在学期間は、標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

#### 第5章 教育課程等 (教育課程の編成方針)

第16条 研究科、専攻及び学環の教育上の目的を達成するために自ら必要な授業科目を開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。ただし、教職大学院にあっては、「授業科目を開設するとともに研究指導の計画を策定し」とあるのは「授業科目を開設し」と読み替えて適用するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。  
(教育方法)

第17条 研究科及び学環の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。ただし、教職大学院にあっては、「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と読み替えて適用するものとする。

#### (教育方法の特例)

第17条の2 本学大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他

特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。ただし、教職大学院にあっては、「授業又は研究指導」とあるのは「授業」と読み替えて適用するものとする。

(授業の方法)

第 18 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第 18 条の 2 教職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮するものとする。

(履修方法)

第 19 条 第 17 条に規定する授業科目の内容、単位数及び履修方法並びに研究指導の内容及び履修方法は、各研究科又は学環において定める。ただし、教職大学院にあっては、「授業科目の内容、単位数及び履修方法並びに研究指導の内容及び履修方法」とあるのは「授業科目の内容、単位数及び履修方法」と読み替えて適用するものとする。

2 学生は、他の研究科、学環及び学部の授業科目を履修することができる。ただし、この場合は、所属研究科長又は所属学環長を経て、当該研究科長、当該学環長又は当該学部長の許可を得なければならない。

(単位計算方法)

第 20 条 前条第 1 項の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15 時間から 30 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技は、30 時間から 45 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、この限りでない。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前 2 号の基準を考慮して定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 21 条 本学大学院（教職大学院を除く。以下この条において同じ。）において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15 単位を超えないものとし、第 25 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）及び第 25 条の 3 第 1 項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。

第 21 条の 2 本学教職大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本学教職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学教職大学院に入学した後の本学教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学教職大学院において修得した単位以外のものについては、第 25 条の 2 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により本学教職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて本学教職大学院が修了要件として定める 46 単位以上の単位数の 2 分の 1 を

超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 22 条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、学長がその計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項の規定により計画的な履修が認められた者の標準修業年限は、第 14 条に規定する標準修業年限に、2 年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数とする。
- 3 第 1 項の規定により計画的な履修が認められた者の在学期間は、第 14 条に規定する標準修業年限の 2 倍の年数に、2 年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数を超えることができない。

(単位の授与)

第 23 条 授業科目を履修した者に対しては、試験又は研究報告により単位を与える。

- 2 単位の認定は、担当教員が行う。

(成績評価基準等の明示等)

第 24 条 各研究科及び学環は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。ただし、教職大学院にあっては、「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と読み替えて適用するものとする。

- 2 各研究科及び学環は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。ただし、教職大学院にあっては、「学修の成果及び学位論文」とあるのは「学修の成果」と読み替えて適用するものとする。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第 25 条 本学大学院（教職大学院を除く。以下この条において同じ。）において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第 25 条の 3 第 1 項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 15 単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第 21 条第 1 項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。
- 3 前 2 項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

第 25 条の 2 本学教職大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本学教職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学教職大学院が修了要件として定める 46 単位以上の単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で本学教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第 21 条の 2 第 1 項の規定により本学教職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて本学教職大学院が修了要件として定める 46 単位以上の単位数の 2 分の 1 を超えないものとする。
- 3 前 2 項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(休学期間中の授業科目の履修等)

第 25 条の 3 本学大学院（教職大学院を除く。以下この条において同じ。）において教育上有益

と認めるときは、学生が休学期間に他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第 25 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 15 単位を超えないものとし、第 21 条第 1 項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。

（他の大学の大学院等における研究指導）

第 26 条 本学大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生を当該大学の大学院又は研究所等に派遣の上、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、博士前期課程及び修士課程（以下「修士課程」という。）の学生が当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えることができない。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第 27 条 本学大学院、研究科又は学環は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。ただし、教職大学院にあっては、「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と、「研修及び研究」とあるのは「研修」と読み替えて適用するものとする。

（連携協力校）

第 27 条の 2 本学教職大学院は、第 45 条の 2 第 1 項に規定する実習その他本学教職大学院の教育上の目的を達成するために必要な連携協力をを行う小学校等を適切に確保するものとする。

## 第 6 章 入学

（入学の時期）

第 28 条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、学年の途中であっても、学期の始めに入学させることができる。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、入学する学年の 9 月 24 日から 9 月 30 日までに、次条から第 31 条までに定める入学の資格を得た者の入学の時期は、10 月 1 日とする。

（修士課程及び教職大学院の課程の入学資格）

第 29 条 修士課程及び教職大学院の課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (8) 文部科学大臣の指定した者
  - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、当該者をその後本学大学院に入学させる場合において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
  - (11) 大学に3年以上在学し、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者
  - (12) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
  - (13) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
  - (14) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- （医学系研究科医学専攻博士課程の入学資格）

第30条 医学系研究科医学専攻博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に入学した者であって、当該者をその後本学大学院に入学させる場合において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (9) 大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者
- (10) 外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- (11) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(12) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

（博士後期課程及び連合農学研究科博士課程の入学資格）

第 31 条 博士後期課程及び連合農学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

（入学の出願）

第 32 条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に別に定める書類及び第 62 条第 1 項に規定する検定料を添えて学長あてに願い出なければならない。

（入学者の選考）

第 33 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続）

第 34 条 前条の規定による選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに宣誓書、保証書その他所定の書類を提出するとともに、第 63 条第 1 項に規定する入学料を納付しなければならない。ただし、第 66 条の規定により入学期の免除又は第 67 条の規定により入学期の徴収猶予を受けようとする者は、入学料免除・徴収猶予申請書の提出をもって入学料の納付に代えるものとする。

（入学許可）

第 35 条 学長は、前条の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

（編入学）

第 36 条 他の大学の大学院の学生で本学大学院に編入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科長又は学環長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

- 2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。
- 3 第 1 項の規定により入学した者既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会、学環委員会又は研究科教授会（以下「研究科委員会等」という。）の議を経て当該研究科長又は当該学環長が決定する。

（再入学）

第 37 条 本学大学院を退学した者又は除籍された者で再入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科長又は学環長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

- 2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。
- 3 第 1 項の規定により入学した者既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会等の議を経て研究科長又は学環長が決定する。

（編入学等の入学手続等）

第 38 条 前 2 条に規定する編入学及び再入学に係る入学の出願及び手続等については、第 32 条

及び第 34 条の規定を準用する。

(進学)

第 39 条 博士前期課程を修了し、引き続き、博士後期課程に進学を志願する者については、研究科の定めるところにより選考の上、研究科長が進学を許可する。

(入学許可の取消)

第 40 条 第 34 条の提出書類に虚偽又は不正があった場合には、入学を取り消す。

## 第 7 章 休学、留学、退学及び除籍

(休学)

第 41 条 学生が疾病その他の理由により 2 か月以上修学することができない場合は、研究科長又は学環長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学は、1 年を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、休学期間の延長を許可することができる。ただし、休学期間は、連続して、修士課程及び教職大学院の課程にあっては 2 年、医学系研究科医学専攻博士課程、博士後期課程及び連合農学研究科博士課程にあっては 3 年を越えることができない。

4 疾病のため修学することが適当でないと認める場合には、研究科長又は学環長は、学長の承認を得て休学を命ずることがある。

5 休学期間にその休学の理由が消滅したときは、研究科長又は学環長の許可を得て復学することができる。

6 休学が 3 か月以上にわたるときは、その期間は、第 14 条第 1 項から第 4 項までに規定する標準修業年限に算入しない。

7 休学した期間は、これを第 15 条に規定する在学期間に算入しない。

8 休学期間は、通算して、修士課程及び教職大学院の課程にあっては 2 年、医学系研究科医学専攻博士課程にあっては 4 年、博士後期課程及び連合農学研究科博士課程にあっては 3 年を超えることができない。

(留学)

第 42 条 学生が外国の大学の大学院へ留学する場合については、学則第 42 条第 1 項の規定を準用する。この場合において、「学部長」とあるのは「研究科長」又は「学環長」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により留学した期間は、第 14 条に規定する標準修業年限及び第 15 条に規定する在学期間に算入するものとする。

(退学)

第 43 条 学生が退学しようとするときは、研究科長又は学環長を経て学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 44 条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会等の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第 15 条に規定する在学期間を超えた者又は第 41 条第 8 項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者

(2) 長期にわたり行方不明の者

(3) 授業料の納付の義務を怠る者

(4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの

## 第 8 章 課程の修了要件及び学位の授与

(課程の修了要件)

第 45 条 修士課程の修了要件は、大学院に 2 年以上在学し、各研究科又は学環の定めるところにより 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただ

し，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，1年以上在学すれば足りるものとする。

第45条の2 教職大学院の課程の修了要件は，本学教職大学院に2年以上在学し，46単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）を修得することとする。ただし，在学期間に関しては，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育を行う場合において，教育上の必要があるときは，学生の履修上の区分に応じ，1年以上在学すれば足りるものとする。

2 教職大学院の課程は，教育上有益と認めるときは，当該課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について，10単位を超えない範囲で，前項に規定する実習により修得する単位の一部を免除することができる。

第46条 医学系研究科医学専攻博士課程の修了要件は，大学院に4年以上在学し，研究科の定めるところにより30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，3年以上在学すれば足りるものとする。

2 医学系研究科看護学専攻博士後期課程の修了要件は，大学院に3年以上在学し，研究科の定めるところにより14単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，修士課程における2年の在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。

第47条 理工学研究科博士後期課程の修了要件は，大学院に3年以上在学し，研究科の定めるところにより12単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，修士課程における2年の在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。

第48条 連合農学研究科博士課程の修了要件は，大学院に3年以上在学し，研究科の定めるところにより12単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，修士課程における2年の在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。

第49条 修士課程において優れた業績を上げ，当該課程を2年未満の在学期間をもって修了した者が博士後期課程又は連合農学研究科博士課程に入学した場合の修了要件は，第46条第2項，第47条及び前条のただし書中「修士課程における2年の在学期間」とあるのは「修士課程の在学期間」と読み替えて，第46条第2項，第47条又は前条の規定を適用する。

2 第31条第2号から第8号までに規定する者が博士後期課程又は連合農学研究科博士課程に入学した場合の修了要件は，第46条第2項，第47条及び前条のただし書中「修士課程における2年の在学期間を含め3年以上」とあるのは「1年以上」と読み替えて，第46条第2項，第47条又は前条の規定を適用する。

（在学期間の短縮）

第49条の2 修士課程，教職大学院の課程及び博士課程（博士後期課程及び連合農学研究科博士課程を除く。）は，第21条及び第21条の2の規定により，当該課程に入学する前に修得した単位（第29条及び第30条の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を，当該課程において修得したものとみなす場合であって，当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で，当該課程が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，修士課程及び教職大学院の課程については，当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

（学位論文）

第50条 修士課程及び博士課程における最終試験は，学位論文を中心として，これに関連ある科目について行うものとする。

2 学位論文及び最終試験の合否は、研究科委員会等において審査し、決定する。

(学位)

第 51 条 本学大学院の課程を修了した者には、博士、修士又は教職修士（専門職）の学位を授与する。

(論文提出による学位の授与)

第 52 条 前条に定めるもののほか、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)の定めるところにより、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも博士の学位を授与することができる。

(学位の授与に関する規程)

第 53 条 前 8 条に規定するもののほか、学位の授与については、別に定める。

## 第 9 章 教育職員免許

(教育職員免許)

第 54 条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目に該当する授業科目の単位を修得した者は、教育職員免許状を受ける資格を得ることができる。

2 前項の規定に基づく資格を得た者が受けることのできる研究科及び専攻ごとの教育職員免許状の種類及び教科は、別表のとおりとする。

## 第 10 章 賞罰

(表彰)

第 55 条 学生で表彰に値する業績又は行為があるときは、学長がこれを表彰する。

2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 56 条 本学の規則に違反し、又は学生の本分を守らない者があるときは、研究科長又は学環長の申出に基づき国立大学法人愛媛大学教育研究評議会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び戒告の 3 種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に限り、これを行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席が常でなく成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学が 3 か月以上にわたるときは、その期間は、第 14 条第 1 項から第 4 項までに規定する標準修業年限に算入しない。

## 第 11 章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

(研究生)

第 57 条 特定事項について本学大学院（教職大学院を除く。）において研究することを志願する者があるときは、研究科及び学環の授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として研究科長又は学環長の申出に基づき学長が入学を許可することができる。

2 本学大学院の研究生として入学することのできる者は、次の各号に掲げる課程ごとに当該各号に定める者とする。

(1) 修士課程及び博士前期課程

修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認めた者

(2) 博士課程及び博士後期課程

博士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認めた者

3 研究生の在学期間は、1 年以内とする。ただし、研究上必要があると認める場合には、在学期間を更新することができる。

(科目等履修生及び聴講生)

第 57 条の 2 本学大学院（教職大学院を除く。）の授業科目中、1 又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科及び学環の授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生又は聴講生として研究科長又は学環長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

2 科目等履修生及び聴講生の入学の時期は、毎学期の始めとし、その在学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、在学期間を更新することができる。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第 23 条の規定を準用する。

（特別聴講学生）

第 58 条 他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、本学大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として研究科長又は学環長の申出により学長が入学を許可することがある。

（研究生等に関する規程）

第 59 条 研究生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

（特別研究学生）

第 60 条 他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、本学大学院（教職大学院を除く。）において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学の大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究科長又は学環長の申出により学長が入学を許可することがある。  
（外国人留学生）

第 61 条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院（教職大学院を除く。）に入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、研究科長又は学環長の申出に基づき、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

2 外国人留学生については、第 10 条に規定する収容定員の定員外とすることができる。

3 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

## 第 12 章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

（検定料）

第 62 条 検定料の額は、国立大学法人愛媛大学授業料等料金規則（以下「料金規則」という。）に定める額とする。

2 受理した検定料は、返還しない。

（入学料）

第 63 条 入学料の額は、料金規則に定める額とする。

2 受理した入学料は、返還しない。

3 前項の規定にかかわらず、入学料を納付した者が、所定の入学手続き期間内に入学を辞退した場合には、納付した者の申出により、当該入学料相当額を返還する。

（授業料）

第 64 条 学生は、授業料を納付しなければならない。

2 授業料の額は、料金規則に定める額とし、次の 2 期に分けてそれぞれ年額の 2 分の 1 に相当する額を納付するものとする。

前期 4 月 1 日から 9 月 23 日まで

納付期 4 月 1 日から 4 月 30 日まで

後期 9 月 24 日から 翌年 3 月 31 日まで

納付期 9 月 24 日から 10 月 31 日まで

3 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収できるものとする。

4 授業料を所定の期日までに納付しない者に対しては、登学を停止することができる。

5 受理した授業料は、返還しない。

6 前項の規定にかかわらず、前期又は前期及び後期に係る授業料を納付した者で、休学の時期が前期又は後期に係る授業料の納付期の場合は、納付した者の申出により休学した月の翌月以降の授業料相当額を返還する。

7 第 5 項の規定にかかわらず、前期及び後期に係る授業料を納付した者が後期に係る授業料の

納付期前に休学（前期に係る授業料の納付期に休学した場合を除く。）又は退学した場合には、納付した者の申出により後期に係る授業料相当額を返還する。

（寄宿料）

第 65 条 寄宿舎に入寮した者は、寄宿料を納付しなければならない。

2 寄宿料の額は、料金規則で定める額とする。

3 受理した寄宿料は、返還しない。

（検定料の免除）

第65条の2 特別な事情により検定料を納付することが著しく困難であると認められる者については、検定料を免除することがある。

2 検定料の免除の取扱いについては、別に定める。

（入学料の免除）

第 66 条 次の各号の一に該当する者については、その者の願い出により入学料の全額又は半額を免除することがある。

(1) 本学の大学院に入学する者であつて経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、本学が別に定める学力基準を満たす者

(2) その他特別な事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

（入学料の徴収猶予）

第 67 条 次の各号の一に該当する者については、その者の願い出により入学料の徴収を猶予することがある。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難である者

(2) 入学前 1 年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる者

(3) その他やむを得ない事情があると認められる者

2 前項の規定により入学料の徴収を猶予する期間は、4月入学者については9月23日まで、9月入学者については2月末日までとする。

3 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

（授業料等に係る学則の準用）

第 68 条 授業料及び寄宿料の徴収方法並びに免除及び徴収猶予等の取扱いについては、学則第 60 条から第 65 条まで、第 68 条（第 1 項第 3 号を除く。）及び第 69 条の規定を準用する。

（研究生等の検定料、入学料及び授業料）

第 69 条 研究生、科目等履修生及び聴講生は、検定料、入学料及び授業料を納付しなければならない。

2 研究生、科目等履修生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法は、別に定める。

3 国立大学の大学院の学生である特別聴講学生及び特別研究学生については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

4 国立大学以外の大学（以下「公私立等の大学」という。）又は外国の大学の大学院の学生である特別聴講学生及び特別研究学生については、授業料のみを徴収する。この場合の授業料の額及び徴収方法は、別に定める。

5 前項の規定にかかわらず、本学と公私立等の大学又は外国の大学との間における大学間交流協定等において授業料が相互に不徴収とされた場合は、当該協定等に基づく特別聴講学生及び特別研究学生については、授業料を徴収しない。

### 第 13 章 特別の課程の履修証明

（特別の課程の履修証明）

第 70 条 本学大学院は、学校教育法第 105 条及び学校教育法施行規則第 164 条の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを履修した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付できるものとする。

- 2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第14章 雜則

第71条 この大学院学則に定めるもののほか、本学大学院学生に関し必要な事項は、各研究科及び学環において定める。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に本学に在学する者に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。
- 3 平成16年度における教育学研究科の学校教育専攻、教科教育専攻及び学校臨床心理専攻並びに全研究科の学生の総定員は、第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	平成16年度
		総定員
教育学研究科	学校教育専攻	11
	障害児教育専攻	10
	教科教育専攻	63
	学校臨床心理専攻	9
	計	93
全 研 究 科		1,039

#### 附 則

この学則は、平成16年8月4日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 教育学研究科障害児教育専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成17年3月31日に同専攻に在学する者が同専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、同専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。
- 3 平成17年度の教育学研究科の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	平成17年度
		総定員
教育学研究科	学校教育専攻	10
	特別支援教育専攻	
	特別支援学校教育専修	5
	特別支援教育コーディネーター専修	6
	教科教育専攻	60
	学校臨床心理専攻 (従前の専攻)	18
	障害児教育専攻	5
	計	104

#### 附 則

この学則は、平成17年7月13日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 医学系研究科博士課程の形態系専攻、機能系専攻及び生態系専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

3 理工学研究科博士前期課程の機械工学専攻、電気電子工学専攻、環境建設工学専攻、機能材料工学専攻、応用化学専攻、情報工学専攻、数理科学専攻、物質理学専攻及び生物地球圏科学専攻並びに同研究科博士後期課程の物質工学専攻、システム工学専攻、生産工学専攻及び環境科学専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

4 平成18年度、平成19年度及び平成20年度の医学系研究科博士課程及び理工学研究科の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		総定員	総定員	総定員
医学系研究科	【博士課程】			
	医学専攻 (従前の専攻)	30	60	90
	形態系専攻	30	20	10
	機能系専攻	36	24	12
	生態系専攻	24	16	8
理工学研究科	【博士前期課程】			
	生産環境工学専攻	60	120	120
	物質生命工学専攻	57	114	114
	電子情報工学専攻	57	114	114
	数理物質科学専攻	40	80	80
	環境機能科学専攻 (従前の専攻)	26	52	52
	機械工学専攻	30		
	電気電子工学専攻	27		
	環境建設工学専攻	30		
	機能材料工学専攻	27		
	応用化学専攻	30		
	情報工学専攻	30		
	数理科学専攻	14		
	物質理学専攻	28		
	生物地球圏科学専攻	24		
	【博士後期課程】			
	生産環境工学専攻	6	12	18
	物質生命工学専攻	5	10	15
	電子情報工学専攻	4	8	12
	数理物質科学専攻	4	8	12
	環境機能科学専攻 (従前の専攻)	4	8	12
	物質工学専攻	10	5	
	システム工学専攻	10	5	
	生産工学専攻	10	5	
	環境科学専攻	16	8	

#### 附 則

この学則は、平成18年11月8日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成19年9月12日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日に連合農学研究科博士課程に在学する者に係る修了要件については、改正後の第48条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成21年5月13日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年2月16日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年3月31日に法文学研究科人文科学専攻に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第54条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年10月10日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 教育学研究科学校教育専攻及び農学研究科生物資源学専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

3 平成28年度の教育学研究科、理工学研究科及び農学研究科の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	平成28年度
		総定員
教育学研究科	特別支援教育専攻	16
	教科教育専攻	50
	学校臨床心理専攻	18
	教育実践高度化専攻 (従前の専攻)	15
	学校教育専攻	5
	計	104
理工学研究科	【博士前期課程】	
	生産環境工学専攻	122
	物質生命工学専攻	118
	電子情報工学専攻	116
	環境機能科学専攻	54
農学研究科	食料生産学専攻	26
	生命機能学専攻	23
	生物環境学専攻 (従前の専攻)	23
	生物資源学専攻	72
	計	144

## 附 則

この学則は、平成28年5月24日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成30年9月12日から施行し、平成30年7月5日から適用する。

## 附 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に教育学研究科教科教育専攻に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第54条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 法文学研究科の総合法政策専攻及び人文科学専攻並びに教育学研究科の特別支援教育専攻、教科教育専攻及び学校臨床心理専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

3 令和2年度及び令和3年度の人文社会科学研究科、法文学研究科、教育学研究科及び医学系研究科並びに全研究科の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	令和2年度	令和3年度
		総定員	総定員
人文社会科学研究科	法文学専攻 産業システム創成専攻 計	12 8 20	24 16 40
(従前の研究科) 法文学研究科	(従前の専攻) 総合法政策専攻 人文科学専攻 計	15 10 25	
教育学研究科	心理発達臨床専攻 教育実践高度化専攻 (従前の専攻) 特別支援教育専攻 教科教育専攻 学校臨床心理専攻 計	10 55 5 20 9 99	20 80  100
医学系研究科	【博士課程】 医学専攻 【博士前期課程】 看護学専攻 【博士後期課程】 看護学専攻	120 28 2	120 24 4
全 研 究 科		1,058	1,052

4 令和2年3月31日に教育学研究科教育実践高度化専攻に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第54条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この学則は、令和2年10月21日から施行し、令和2年6月30日から適用する。
- 2 令和2年6月29日に本学大学院に在学する者については、改正後の第21条、第25条、第25条の3及び第49条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和3年2月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第54条第2項関係）

研究科	専攻	免許状の種類	教科
人文社会科学研究科	法文学専攻	中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 英語
教育学研究科	教育実践高度化専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 職業, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 看護, 家庭, 情報, 農業, 工業, 商業, 水産, 福祉, 商船, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 宗教
		特別支援学校教諭専修免許状 (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	
医学系研究科 (博士前期課程)	看護学専攻	高等学校教諭専修免許状	看護
		養護教諭専修免許状	
理工学研究科 (博士前期課程)	生産環境工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	物質生命工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業, 理科
	電子情報工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業, 情報
	数理物質科学専攻	中学校教諭専修免許状	数学, 理科
		高等学校教諭専修免許状	数学, 理科
	環境機能科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
農学研究科	食料生産学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業
	生命機能学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
	生物環境学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業

## 変更事項を記載した書類

### 1. 変更の事由

令和4年4月に医農融合公衆衛生学環を新設することから、愛媛大学大学院学則を一部改正する。

### 2. 変更の概要

(1) 学環（研究科等連係課程実施基本組織）の修士課程及び博士課程の別について定める。医農融合公衆衛生学環については、修士課程であることを定める。  
(第4条第3項)

(2) 学環の連係協力研究科を次のとおり定める。(第5条の2第2項)

学環	連係協力研究科
医農融合公衆衛生学環	医学系研究科
	農学研究科

(3) 学環の授業及び研究指導は、学環ごとに設置基準に定める資格を有する教員が担当し、又は分担することを定める。(第9条の2第1項)

(4) 学環に置く教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、第5条の2第2項に規定する連係協力研究科の有資格教員がこれを兼ねることができるることを定める。(第9条の2第2項)

(5) 医農融合公衆衛生学環の収容定員を次のとおり定める。また、医農融合公衆衛生学環の収容定員は、医学系研究科及び農学研究科の収容定員の内数とすることを定める。(第10条)

研究科・学環	専攻	収容定員	
		入学定員	総定員
医農融合公衆衛生学環		5	10
合	計	476	1,054

(6) 施行日について定める。(附則)

(7) その他、字句について整備する。

愛媛大学大学院学則の改正（案）に係る新旧対照表

現 行	改 正	案
(教育研究上の目的の公表等) 第3条 本大学院においては、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。	(略)	(略)
2 (略) (課程、専攻) 第4条 (同右)	第4条 本大学院の各研究科の修士課程、教職大学院の課程及び専士課程の別は、次の表の中欄に掲げるとおりとする。ただし、医学系研究科看護学専攻及び理工学研究科の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。 2 (略) 3 本大学院の学環の修士課程及び専士課程の別は、次の表に掲げるところとする。	第3条 本大学院においては、研究科若しくは専攻又は学環（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号。以下「設置基準」という。）第30条の2に定める研究科等連系課程実施基本組織をいう。以下同じ。）ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。
2 (略) (新設)	2 (略)	2 (略)
(新設)	(略)	(略)

(教員組織)  
第9条 研究科の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)は、各研究科ごとに大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)に定める資格を有する教員が担当し、又は分担するものとする。ただし、教職大学院の課程にあつては、「授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)」とあるのは「授業」と、「大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)」は「専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)」と読み替えて適用するものとする。

(新設)

(教員組織)  
第9条 研究科の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)は、各研究科ごとに設置基準に定める資格を有する教員が担当し、又は分担するものとする。ただし、教職大学院の課程にあつては、「授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)」とあるのは「授業」と、「設置基準」は「専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)」と読み替えて適用するものとする。

(学環の教員組織)

第9条の2 学環の授業及び研究指導は、学環ごとに設置基準に定める資格を有する教員(以下この条において「有資格教員」という。)が担当し、又は分担するものとする。  
2 学環に置く教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、第5条の2第2項に規定する連絡協力研究科の有資格教員がこれを兼ねることができるものとする。

(収容定員)

第10条 研究科専攻及び学環の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員			研究科・学環	専攻	収容定員		
		入学定員	総定員	人			入学定員	総定員	人
人文社会科学研究科	法文学専攻	12	24	人	人文社会科学研究科	法文学専攻	12	24	人
	産業システム創成専攻	8	16	人		産業システム創成専攻	8	16	人
	計	20	40	人		計	20	40	人
教育学研究科	心理発達臨床専攻	10	20	人	教育学研究科	心理発達臨床専攻	10	20	人
	教育実践高度化専攻	40	80	人		教育実践高度化専攻	40	80	人
	計	50	100	人		計	50	100	人
医学系研究科	博士課程 医学専攻	30	120	人	医学系研究科	博士課程 医学専攻	30	120	人
	博士前期課程 看護学専攻	12	24	人		博士前期課程 看護学専攻	12	24	人
	博士後期課程 看護学専攻	2	6	人		博士後期課程 看護学専攻	2	6	人
理工学研究科	博士前期課程 生産環境工学専攻	62	124	人	理工学研究科	博士前期課程 生産環境工学専攻	62	124	人
	物質生命工学専攻	61	122	人		物質生命工学専攻	61	122	人
	電子情報工学専攻	59	118	人		電子情報工学専攻	59	118	人

第10条 研究科専攻及び学環の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員			研究科・学環	専攻	収容定員		
		入学定員	総定員	人			入学定員	総定員	人
人文社会科学研究科	法文学専攻	12	24	人	人文社会科学研究科	法文学専攻	12	24	人
	産業システム創成専攻	8	16	人		産業システム創成専攻	8	16	人
	計	20	40	人		計	20	40	人
教育学研究科	心理発達臨床専攻	10	20	人	教育学研究科	心理発達臨床専攻	10	20	人
	教育実践高度化専攻	40	80	人		教育実践高度化専攻	40	80	人
	計	50	100	人		計	50	100	人
医学系研究科	博士課程 医学専攻	30	120	人	医学系研究科	博士課程 医学専攻	30	120	人
	博士前期課程 看護学専攻	12	24	人		博士前期課程 看護学専攻	12	24	人
	博士後期課程 看護学専攻	2	6	人		博士後期課程 看護学専攻	2	6	人
理工学研究科	博士前期課程 生産環境工学専攻	62	124	人	理工学研究科	博士前期課程 生産環境工学専攻	62	124	人
	物質生命工学専攻	61	122	人		物質生命工学専攻	61	122	人
	電子情報工学専攻	59	118	人		電子情報工学専攻	59	118	人

		物理質科学専攻	40	80		電子情報工学専攻	59	118
		環境機能科学専攻	28	56		物理質科学専攻	40	80
		計	250	500		環境機能科学専攻	28	56
	博士後期課程	生産環境工学専攻	6	18		計	250	500
		物質生命工学専攻	5	15		博士後期課程	生産環境工学専攻	6
		電子情報工学専攻	4	12			物質生命工学専攻	5
		物理質科学専攻	4	12			電子情報工学専攻	5
		環境機能科学専攻	4	12			物理質科学専攻	4
		計	23	69			環境機能科学専攻	4
農学研究科	食料生産学専攻		26	52		計		12
	生命機能学専攻		23	46				23
	生物環境学専攻		23	46				69
	計		72	144				52
連合農学研究科	生物資源生産学専攻		9	27		生命機能学専攻	23	46
	生物資源利用学専攻		4	12		生物環境学専攻	23	46
	生物環境保全学専攻		4	12		計	72	144
	計		17	51		(1)	72	144
	合	計	476	1,054		(2)		12
						(3)		12
						(4)		12
						(5)		12
						(6)		12
						計		51
							5	10
						合	計	1,054
							476	1,054

## 第 16 条 研究科及び専攻の編成方針

(略)

(教育課程の編成方針)

## 第 16 条 研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために自ら必要な授業科目を開

<p>設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。ただし、教職大学院にあっては、「授業科目を開設する」とともに研究指導の計画を策定し」とあるのは「授業科目を開設し」と読み替えて適用するものとする。</p>	<p>2 (略) (教育方法)</p> <p>第17条 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。ただし、教職大学院にあっては、「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と読み替えて適用するものとする。</p>	<p>目を開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。ただし、教職大学院にあっては、「授業科目を開設するとともに研究指導の計画を策定し」とあるのは「授業科目を開設し」と読み替えて適用するものとする。</p>
<p>2 (略) (履修方法)</p> <p>第19条 第17条に規定する授業科目の内容、単位数及び履修方法並びに研究指導の内容及び履修方法は、各研究科又は学環において定める。ただし、教職大学院においては、「授業科目の内容、単位数及び履修方法並びに研究指導の内容及び履修方法」とあるのは「授業科目の内容、単位数及び履修方法」と読み替えて適用するものとする。</p>	<p>2 学生は、他の研究科、学環及び学部の授業科目を履修することができる。ただし、この場合は、所属研究科長又は所屬学環長を経て、当該研究科長、当該学環長又は当該学部長の許可を得なければならない。</p>	<p>第19条 第17条に規定する授業科目の内容、単位数及び履修方法並びに研究指導の内容及び履修方法は、各研究科又は学環において定める。ただし、教職大学院においては、「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と読み替えて適用するものとする。</p>
<p>2 (略) (成績評価基準等の明示等)</p> <p>第24条 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。ただし、教職大学院においては、「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と読み替えて適用するものとする。</p>	<p>2 学生は、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。ただし、教職大学院においては、「学修の成果及び学位論文」とあるのは「学修の成果」と読み替えて適用するものとする。</p>	<p>第24条 各研究科及び学環は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。ただし、教職大学院においては、「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と読み替えて適用するものとする。</p>

<p>第27条 本学大学院又は研究科は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。ただし、教職大学院には、「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と、「研修及び研究」とあるのは「授業」と、「研修」と読み替えて適用するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(編入学)</p> <p>第36条 他の大学の大学院の学生で本学大学院に編入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科長又は学環長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。</p> <p>2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。</p> <p>3 第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会、学環委員会又は研究科教授会（以下「研究科委員会等」という。）の議を経て当該研究科長又は学環長が決定する。</p> <p>(再入学)</p> <p>第37条 本学大学院を退学した者又は除籍された者で再入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科長又は学環長が入学を許可することがある。</p> <p>2</p> <p>3 第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会等の議を経て研究科長又は学環長が決定する。</p> <p>(略)</p>	<p>第27条 本学大学院、研究科又は学環は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。ただし、教職大学院には、「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と、「研修及び研究」とあるのは「授業」と、「研修」は「研修」と読み替えて適用するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(編入学)</p> <p>第36条 他の大学の大学院の学生で本学大学院に編入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科長又は学環長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。</p> <p>2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。</p> <p>3 第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会、学環委員会又は研究科教授会（以下「研究科委員会等」という。）の議を経て当該研究科長又は学環長が決定する。</p> <p>(再入学)</p> <p>第37条 本学大学院を退学した者又は除籍された者で再入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科長又は学環長が入学を許可することがある。</p> <p>2</p> <p>3 第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会等の議を経て研究科長又は学環長が決定する。</p> <p>(略)</p>	<p>(休学)</p> <p>第41条 学生が疾病その他の理由により2か月以上修学することができない場合は、研究科長又は学環長の許可を得て休学することができる。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4 疾病のため修学することが適当でないと認める場合には、研究科長は、学長の承認を得て休学を命ずることがある。</p> <p>5 休学期間中にその休学の理由が消滅したときは、研究科長の許可を得て復学することができる。</p> <p>6</p>
--	---	--	---	--

8	~ (略)	8	~ (略)
(留学)		(留学)	
第42条 学生が外国の大学の大学院へ留学する場合については、学則第42条第1項の規定を準用する。この場合において、「学部長」とあるのは「研究科長」又は「学環長」と読み替えるものとする。		第42条 学生が外国の大学の大学院へ留学する場合については、学則第42条第1項の規定を準用する。この場合において、「学部長」とあるのは「研究科長」又は「学環長」と読み替えるものとする。	
2	(略)	2	(略)
(退学)		(退学)	
第43条 学生が退学しようとするときは、研究科長を経て学長の許可を得なければならぬ。		第43条 学生が退学しようとするときは、研究科長又は学環長を経て学長の許可を得なければならない。	
	(略)		(略)
	(課程の修了要件)		(課程の修了要件)
第45条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、各研究科の定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。		第45条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、各研究科又は学環の定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。	
	(略)		(略)
	(懲戒)		(懲戒)
第56条 本学の規則に違反し、又は学生の本分を守らない者があるときは、研究科長の申出に基づき国立大学法人愛媛大学教育研究評議会の議を経て学長がこれを懲戒する。		第56条 本学の規則に違反し、又は学生の本分を守らない者があるときは、研究科長又は学環長の申出に基づき国立大学法人愛媛大学教育研究評議会の議を経て学長がこれを懲戒する。	
2	~ (略)	2	~ (略)
			4
	(研究生)		(研究生)
第57条 特定事項について本学大学院（教職大学院を除く。）において研究することを志願する者があるときは、研究科の授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として研究科長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。		第57条 特定事項について本学大学院（教職大学院を除く。）において研究することを志願する者があるときは、研究科及び学環の授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として研究科長又は学環長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。	
2	(略)	2	(略)
3	(略)	3	(略)

<p>(科目等履修生及び聴講生)</p> <p>第 57 条の 2 本学大学院(教職大学院を除く。) の授業科目中、1 又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科の授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として研究科長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。</p> <p>2 (略) 3 (略)</p>	<p>(科目等履修生及び聴講生)</p> <p>第 57 条の 2 本学大学院(教職大学院を除く。) の授業科目中、1 又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科及び学環の授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生又は聴講生として研究科長又は学環長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。</p> <p>2 (略) 3 (略)</p>
<p>(特別聴講学生)</p> <p>第 58 条 他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、本学大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として研究科長又は学環長の申出により学長が入学を許可することがある。</p> <p>(略)</p>	<p>(特別聴講学生)</p> <p>第 58 条 他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、本学大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として研究科長又は学環長の申出により学長が入学を許可することがある。</p> <p>(略)</p>
<p>(特別研究生)</p> <p>第 60 条 他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、本学大学院(教職大学院を除く。)において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学の大学院との協議に基づき、特別研究生として研究科長の申出により学長が入学を許可することがある。</p> <p>(外国人留学生)</p> <p>第 61 条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院(教職大学院を除く。)に入学を志願する者があるときは、特に選考の上、研究科長の申出に基づき、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。</p> <p>2 (略) 3 (略)</p>	<p>(特別研究生)</p> <p>第 60 条 他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、本学大学院(教職大学院を除く。)において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学の大学院との協議に基づき、特別研究生として研究科長又は学環長の申出により学長が入学を許可することがある。</p> <p>(外国人留学生)</p> <p>第 61 条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院(教職大学院を除く。)に入学を志願する者があるときは、特に選考の上、研究科長又は学環長の申出に基づき、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。</p> <p>2 (略) 3 (略)</p>
<p>第 71 条 この大学院学則に定めるもののほか、本学大学院学生に關し必要な事項は、各研究科及び学環において定める。</p>	<p>第 71 条 この大学院学則に定めるもののほか、本学大学院学生に關し必要な事項は、各研究科及び学環において定める。</p> <p>附 則 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>

## 愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環委員会規程（案）

令和 年 月 日

制 定

### （趣旨）

第1条 この規程は、愛媛大学大学院学環委員会規程第4条第3項の規定に基づき、愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （組織）

第2条 委員会は、医農融合公衆衛生学環（以下「学環」という。）を構成する教授をもって組織する。

### （教授以外の構成員）

第3条 委員会は、前条の教授以外の教員（愛媛大学の教員に限る。）を、委員会の議を経て、委員会の構成員とすることができます。

### （審議事項）

第4条 委員会は、学環における次に掲げる事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるために審議する。

(1) 学生の入学、修了及び学位の授与に関する事項

(2) 学生の懲戒に関する事項

2 委員会は、前項に掲げるもののほか、学環の教育研究に関する重要事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める次の各号に掲げる事項について、審議する。

(1) 長期的な目標、中期目標・中期計画及び年度計画に関する事項

(2) 諸規則の制定又は改廃に関する事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 学環長候補者の選考に関する事項

(5) 教育課程の編成に関する事項

(6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(7) 前項第1号に定めるもののほか学生の在籍に関する事項

(8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

3 委員会は、前2項に規定するもののほか、学長及び学環長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

### （議長等）

第5条 学環長は、委員会の議長となる。

2 議長は、委員会を主宰する。

3 学環長に事故があるときは、学環長があらかじめ指名する者が議長の職務を代行する。

### （議事等）

第6条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き審議することができない。

2 議事は構成員の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。ただし、学位論文の審査及び最終試験又は試問の合否決定については、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 休職、出勤停止、停職、育児休業、介護休業及び病気休暇中の者並びに海外渡航（私事を除く。）のため本務地を離れる者は、第1項の構成員から除くものとする。

（各種委員会）

第7条 委員会に、学環に係る審議事項についてあらかじめ調整するため、各種委員会を置くことができる。

2 各種委員会に関し、必要な事項は別に定める。

（構成員以外の出席）

第8条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の教職員を委員会に出席させることができる。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し、必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。